

境港市民活動センター設置要綱

(目的及び設置)

第1条 境港市は、市民活動及び市民と行政の協働のまちづくりを推進するため、その拠点として境港市民活動センター（以下「センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 境港市民活動センター

位置 境港市上道町3000番地

(事業)

第3条 センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 市民活動団体相互の情報・交流の場の提供に関する事。
- (2) 市民活動の支援・推進に関する事。
- (3) 市民活動団体のネットワークの構築に関する事。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市民活動の推進に関する事。

(開館時間)

第4条 センターの開館時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(休館日)

第5条 センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178条）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

(センターの利用)

第6条 センターを利用できる者は、次のとおりとする。

- (1) 市民活動を行い、又は行おうとする団体及び個人
- (2) 前号に掲げる者のほか、市長が特に認めるもの

(団体の登録及び登録団体連絡協議会の設置)

第7条 センターを利用する団体は、市長に対し境港市民活動センター登録申請書（様式第1号）を提出し、登録しなければならない。

2 センターの運営に関する事項その他市長が必要と認める事項について審議するため、登録団体で組織する境港市民活動センター登録団体連絡協議会（以下「登録団体連絡協議会」という。）を設置する。

(実費の徴収)

第8条 センターの利用は無料とする。ただし、コピー機、印刷機その他の

設備を利用する場合は、その実費として別表に掲げる額を負担しなければならない。

(利用者の遵守事項)

第9条 利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれのある行為をしないこと。
- (2) センターの施設及び設備を損傷するおそれのある行為をしないこと。
- (3) 許可なく物品の販売をしないこと。
- (4) 他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (5) 宗教的及び政治的な活動、特定の公職の候補者や政党を支持する活動をしないこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長の指示に従うこと。

(損害の賠償義務)

第10条 利用者は、センターの施設、設備等を損傷し、又は滅失したときは、その損害について市長が定める額を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減免することができる。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年3月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

別表（第8条関係）

設備の区分	単位	実 費
コピー機	1 枚	片面10円、両面20円（用紙代を含む。）
印刷機	1 製版 1 枚	50円 1 円（用紙持込み）
裁断機		無 料
紙折り機		無 料
パソコン		無 料
プリンター （モノクロ）	1 枚	5 円（用紙代を含む。）
プリンター （カラー）	1 枚	A3版50円、A4版以下30円（用紙持込み）
メールボックス		無 料

様式第1号（第7条関係）

境港市民活動センター登録申請書

年 月 日

境港市長 様

団体名

氏名

（電話番号 — ）

境港市民活動センターを利用したいので、境港市民活動センター設置要綱の規定を順守することを誓約するとともに、要綱第7条の規定に基づき、次のとおり登録を申請します。

ふりがな 団体名				
代表者	住所	境港市 番地		
	氏名			
	電話	—	FAX	—
	Eメール			
主たる連絡先	住所	境港市 番地		
	氏名			
	電話	—	FAX	—
	Eメール			
設立目的				
主な活動内容				
会員数	名			
設立年月日	年 月 日			
団体ホームページ				

境港市民活動センター登録団体連絡協議会要綱

(設 置)

第1条 市民活動の促進と市民と行政の協働のまちづくりを推進し、市民一人ひとりが心豊かに暮らせる地域社会の実現を目指すことを目的に、境港市民活動センター登録団体連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を設置する。

(事 業)

第2条 連絡協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 市民活動団体の交流の場の提供
- (2) 市民活動に関する情報の収集及び提供
- (3) 市民活動団体の連携・交流事業の実施
- (4) その他市民活動の支援、推進に関する事業の実施

(構 成)

第3条 連絡協議会は、次の者をもって構成する。

- (1) 境港市民活動センター登録団体の代表者
- (2) その他

(役員及び事務局団体)

第4条 連絡協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は連絡協議会を代表する。
- 3 副会長は会長を補佐する。
- 4 連絡協議会の事務を行うため、市民活動センター内に事務局団体を置く。
- 5 事務局団体は、登録団体の中から選出される。

(委 任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は連絡協議会の合意によって定める。

附 則

この要綱は、平成18年5月11日から施行する。